

岩手県告示第 197 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成 19 年 3 月 9 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 都市計画の種類 都市計画施設（道路）
- 2 都市計画を変更した土地の区域 西磐井郡平泉町平泉字三日町から西磐井郡平泉町平泉字森下（別紙図面のとおりに。）
- 3 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県県土整備部都市計画課、県南広域振興局土木部及び県南広域振興局一関総合支局土木部並びに奥州市衣川総合支所及び平泉町役場

備考 「別紙図面」は、省略し、都市計画の変更に係る図書又はその写しの縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。